

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(畜舎建築利用計画の認定の申請の添付書類)

第3条 省令第64条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、別表1に掲げる書類とする。

この場合、次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

- 一 省令第66条第6号で定める事項及び市町が定める建築等に関する条例等を遵守している旨の誓約書 様式第1号
- 二 畜舎建築利用計画チェックリスト 様式第2号
- 三 アスベスト調査報告書 様式第3号

(仮使用の認定の申請の添付書類)

第4条 省令第76条第1項の規定により知事が必要と認める図書及び書類は、別表2に掲げる図書とする。

(申請の取下げ)

第5条 法第3条第1項、法第4条第1項及び法第6条第2項ただし書の規定その他法令の規定により知事に申請を行った者で、当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号によりその旨を知事に届出なければならない。

(建築等又は利用の取りやめ)

第6条 法第3条第1項の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、認定を受けた畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、様式第5号によりその旨を知事に届出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 法第16条第2項の規定により、知事が認定を取り消したときは、同第3項の規定によりその旨の通知を行うとともに、その旨を公表することとする。

(利用状況の報告)

第8条 省令第91条の規定により、認定計画実施者は、畜舎等の利用の状況の報告について、省令

第75条で定める認定畜舎等の建築等工事完了届が提出された年から5年ごとの8月末日までに行うこととする。

(避難訓練の実施の報告)

第9条 認定計画実施者は、避難訓練の実施について、前条の報告の際に、併せてその前年度の実施状況を報告すること。ただし、畜舎等が省令第1条第1号のA構造畜舎等である場合は、この限りではない。

(大規模畜舎等における可燃物の設置の報告)

第10条 認定計画実施者は、省令第19条本文又は省令第20条ただし書の規定の適用を受けるものである場合は、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことについて、第8条の報告の際に、併せてその前年度の実施状況を報告すること。

(畜舎等滞在時間確認表の掲示)

第11条 認定計画実施者は、畜舎等の滞在時間について、畜舎等滞在時間確認表(様式第6号)を作成するとともに、同表を畜舎等の確認しやすい場所に掲示すること。

(書類の提出先)

第12条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、農林部畜産課に提出すること。

(公表)

第13条 知事は、法、省令及びこの規則の規定により公表する事項は、長崎県公報及び長崎県ホームページに掲載するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	区分	必要な書類
(1)	全ての畜舎等	添付書類一覧
		省令第66条第6号で定める事項及び市町が定める建築等に関する条例等を遵守している旨の誓約書(様式第1号)
		畜舎建築利用計画チェックリスト(様式第2号)
(2)	省令第38条第2項に該当する畜舎等	建築基準法施行細則(昭和46年長崎県規則第66号)第15条の規定を準用するものとし、同条の規定により提出された届出書の写し

(3)	都市計画区域内の特例畜舎等	省令第44条から第59条までに定める事項に該当する場合は、各条の基準を満たしていることが確認できる書類
(4)	省令第65条で定める規模を超える畜舎等	省令第67条で定める者が行う審査の事務において発行された適合証
(5)	崖に近接する敷地に建築等を行う場合	崖と敷地の断面図
(6)	畜舎等の敷地の地盤面と道路又は隣地の地盤面とに高低差がある場合	高低差を明示した断面図
(7)	畜舎等の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合	アスベスト調査報告書（様式第3号）
(8)	その他関係法令等に基づき知事の認定等を受けた畜舎等	当該認定等に係る書類の写し

別表2（第4条関係）

	必要な書類
(1)	別紙で定める安全計画書に係る敷地等及び仮使用申請部分の現況が確認できる写真等
(2)	別紙で定める安全計画書のうち「IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等」から「VI. 防火管理体制」までの概況及び管理体制等が確認できる写真等